

令和元年 6 月 18 日

内閣官房小型無人機等対策推進室総括参事官
警察庁警備局警備企画課長
国土交通省航空局安全部安全企画課長

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に向けた留意事項について
(対象空港関連)

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の重要施設の周辺施設の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（令和元年法律第 10 号。以下「小型無人機等飛行禁止法」という。）の運用について、標記関係府省の間で、下記の点について合意する。

記

第 1 警察庁及び都道府県警察が対象空港及びその指定敷地等の上空において緊急に必要な場合に行う小型無人機等の飛行に対する同意について

- 1 対象空港のうち、国土交通大臣が管理を行う空港及びその指定敷地等の上空において、警察庁及び都道府県警察が、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急の必要がある場合に行う小型無人機等の飛行（小型無人機等飛行禁止法第 10 条第 2 項の措置のために行う飛行を含む。以下同じ。）については、当該対象空港の管理者は、航空機の安全な運航の確保のためにやむを得ないときを除く旨を留保した上で、平素よりあらかじめ包括的な同意を行うものとし、かかる同意の調整を受けた場合には、迅速かつ円滑に同意を行う運用を、国土交通省において確保するものとする。
- 2 対象空港のうち、国土交通大臣以外の者が管理を行う空港及びその指定敷地等の上空において、警察庁及び都道府県警察が、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急の必要がある場合に行う小型無人機等の飛行に対する当該対象空港の管理者の同意についても、上記 1 と同様の運用を行うよう、国土交通省において、当該対象空港の管理者と調整を行うものとする。

第2 警察庁及び都道府県警察が対象空港及びその指定敷地等の上空において緊急に必要な場合に行う小型無人機等の飛行の違法性について

標記事項に関する見解は、最終的には司法の判断に任されるものであるが、緊急時の円滑な行政実務の遂行を確保するために、予め関係府省間で、以下のとおり、当該事項に関する認識を共有する。

- 1 刑法第37条においては、「自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。」と規定する。
- 2 ここで、「危難」とは、法益に対する侵害ないしその差し迫った危険のことをいい、「やむを得ずにした行為」とは、当該行為が、他に避ける方法がない唯一の方法であることをいうとともに、「これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合」とは、優越的利益が存在してはじめて行為が正当化されることをいう（前田雅英『刑法総論講義』）。
- 3 このため、改正後のラグビー特措法第18条及びオリパラ特措法第31条においてみなして適用される改正後の小型無人機等飛行禁止法第9条第2項において、対象空港及びその指定敷地等の上空で行われる小型無人機等の飛行について、一律に当該対象空港の管理者の同意に係らしめることとしたことの保護法益（対象空港への危険の未然防止）以外の法益に対する侵害ないしその差し迫った危険があり、これを避けるために他に方法がない場合であって、当該侵害等を受ける法益が、対象空港への危険の未然防止という法益を優越する場合には、緊急避難が成立し、対象空港の管理者の同意を得なかったとしても、違法性が阻却され得るものと考えられる。

以 上